

岡山県職員互助会について

市民オンブズマンおかやま
(文責) 菅納忠彦

1. 互助会の概要

(1) 設立

昭和27年岡山県条例第28号および昭和27年岡山県訓令第21号に基き設置された岡山県職員互助会について、その事業に伴う全ての権利、義務を継承し、昭和45年10月20日から(財)岡山県職員互助会寄付行為を施行した。

(2) 目的

県行政にたずさわる者等の福祉の増進を図り、もって、岡山県行政における公務の円滑、かつ、能率的な運営に資するため、各種給付事業、体育文化事業、貸付事業、団体保険にかかる取扱い事務等を行っている。

(3) 事業

- ① 福祉の増進に関する調査、研究および関係団体との連絡、提携
- ② 生活資金等の貸付
- ③ 医療補助金等の給付
- ④ 生命保険等の団体扱い
- ⑤ 退職者の福祉の増進に関する事業
- ⑥ その他前条の目的を達成するために必要な事業

(4) 役員(平成17年4月1日現在)

理事 12名 (県職員 8名、県職員労組 4名)

監事 3名 (県職員 1名、組合推薦 1名、公認会計士 1名)

(注) 役員名簿は、別紙1 参照

(5) 会員(平成16年3月31日現在)

県職員	5,279人	被扶養者	8,096人	計	13,375人
派遣職員	100人	被扶養者	171人	計	271人
その他職員	81人	被扶養者	85人	計	166人
合計	5,458人	被扶養者	8,344人	計	13,802人

(6) 会計

普通会計(福利)と特別会計(短期給付、貸付、特別弔慰見舞金、保険、)に区分して会計を処理。

(7) 会員の掛金

会員の掛金率は、給料月額0.8%、扶養者一人当たり130円

(8) 決算(または予算)の概要

(単位 千円)

<福利事業会計(普通会計)>

科目	H17年度予算	H16年度決算	H15年度決算
1. 収入の部			
掛金	183,442	189,214	196,259
県費補助金 (対掛金比率)	91,721 0.50%	76,142 0.40%	100,882 0.51%
その他	33,765	32,182	37,935
計	308,928	297,538	335,076
2. 支出の部			
祝金等	50,800	49,355	57,880
医療費等	89,855	86,404	79,336
体育文化	48,454	45,099	66,630
退会給付	27,867	26,437	31,506
その他	96,458	106,867	104,810
計	313,434	314,162	340,162
3. 当期収支差額	△4,506	△16,624	△5,086

<貸借対照表総括表(総合計)>

科目	H17年度予算	H16年度決算	H15年度決算
1. 資産の部			
流動資産		276,782	302,321
固定資産		1,385,482	1,383,928
資産合計		1,662,264	1,686,250
2. 負債の部			
流動負債		14,965	14,070
固定負債		1,288,367	1,286,366
負債合計		1,303,333	1,300,436
3. 正味財産の部			
正味財産		358,931	385,814

<財産目録(流動資産)>

科目	H17年度予算	H16年度決算	H15年度決算
流動資産			
現金		0	0
普通預金		268,501	299,682
その他		8,281	2,639
流動資産合計		276,782	302,321

2. 分析結果

(1) 補助金投入事業の見直し

① 平成15年度から、福利事業会計事業のうち、スポーツ観戦・文化事業

の個人給付的事業については、掛け金のみで実施に改定。

(別紙2 平成16年度「清算表」参照)

- ② 平成16年度から、指定宿泊施設利用助成、リゾート施設利用助成、団体旅行実施費については、平成16年度から掛金のみで助成に改定。

(別紙3 参照)

- ③ その他実施事業の縮小などで、これらの結果、平成16年度の県補助金は7,614万円(掛金比率0.4%)と、平成15年度の1億88万円に比べ、2,474万円(掛金比率0.5%)減少した。

(2) 体育及び文化事業のうち、補助金対象事業の見直しが必要とみられるもの

- ① 明るい職場と健康づくり交付金事業助成費 [所属事業] (別紙4参照)

・17事業 725万円(平成16年度)

・19事業1,680万円(平成15年度)

- ② 同上 助成費 [地区事業] (別紙5 参照)

・10地区26事業 676万円(平成16年度)

・10地区40事業1,284万円(平成15年度)

- ③ 同上 助成費 [事業所間事業] (別紙6 参照)

・8事業 45万円(平成16年度)

・13事業172万円(平成15年度)

- ④ 職員寮運営事業助成費 (別紙7 参照)

・1,388万円(平成16年度)

・1,518万円(平成15年度)

- ⑤ 退職者サロン運営費

・90万円(平成16,15年度)

(3) 医療費等給付金(平成16年度 8,640万円)

- ① 療養費内容の見直し(同 5,967万円)

・大人 一ヶ月の医療機関ごとの医療費支払いについて、大人2,500円、13歳未満の子供は1,600円をそれぞれ越える部分について、その3分の2を互助会で、三分の一を補助金で給付。

・医療費の県費補助の妥当性は見直しの要がある。

- ② その他弔慰金等の見直し(同 2,673万円)

・育児手当 誕生日毎2万円(同 402万円)

(3) 補助金投入対象ではないが、見直しを要すると思われるもの

- ① 祝金等給付金

平成17年度から制度内容を廃止するのは、祝金等給付金のうち、会員の再婚(単価4万円、平成16年度決算12万円)、子女の初婚(単価4万円、同決算104万円)。ただし、他にも見直しが必要なものがある。

例えば、子女に対する祝い金のうち、高、高専卒業祝金は16年度か

ら廃止しているが、中学卒業（2.5万円、595万円）は必要か。
また、永年勤続の種類（現在6種類）なども、再検討の対象であろう。

② スポーツ観戦・文化イベント助成（別紙8 参照）

11事業 62万円（平成16年度）

28事業194万円（平成15年度）

(5) 貸付会計（同 貸付金残高 4億5,726万円）

・原資は、掛金の退会積立金を運用し、補助金は使用していない。

① 一般資金貸付金 限度額200万円 利息 2.26% 50ヶ月以内償還

② 特別資金貸付金 限度額250万円 利息 2.26% 250ヶ月以内償還

③ 6ヶ月定期券購入資金貸付金 購入に必要な額 無利息 通勤手当支給月の給与から償還

3. 結 論

終戦後の生活困難期に制定された互助会組織は、それなりの存在意義は認められた。しかし、現在の全国的な生活水準や社会環境を勘案するとき、県職員互助会組織は、会員と会員の掛金や事業益で運用すべきであって、今や公費による互助会助成は、県民の理解が得られぬご時勢が到来していると理解すべきである。

とくに、医療費について、一定の金額以上の条件付ながら、互助会の給付（2/3）に加え、県費の補助金が給付（1/3）されているのは、やや問題である。

かりに、会員と会員掛金や事業収入によって運営が行われる場合は、その事業内容の細部について、第三者がとやかく申す筋合いではない。

しかし、開示された文書によると、全事業の支出内容見直しを前提にすれば、県補助金に頼らずとも、自主的運営は可能と考えられる。

従って、県職員互助会に対する県費助成は、平成18年度から廃止するのが妥当であり、また、少なくとも、現有正味財産または流動資産の相当部分を、県へ返納することも検討すべきであろう。

以 上